町有財産の

一般競争入札案内書

平成２９年２月

南風原町総務部総務課

目 次

（説明本文）
入札物件一覧表
目次 ---------- 1
一般競争入札の流れ ---------- 2
入札物件一覧表 ---------- 3
町有財産の一般競争入札案内書---------- 4
入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項 ---------- 4
入札申込期間及び入札日時並びに落札者の決定方法 ---------- 4
入札参加申込み ---------- 5
入札当日にお持ちいただくもの ---------- 6
入札当日の手順 ---------- 7
契約の締結等 ---------- 7
契約保証金の納付 ---------- 7
売買代金の納入方法 ---------- 7
所有権の移転等 ---------- 8
契約に必要な費用 ---------- 8
地方自治法施行令（抄）地方自治法（抄）---------- 9
南風原町暴力団排除条例（抄）---------- 9
入札心得書 ---------- 10-11
町有財産（土地）売買契約書（案） ---------- 12-14
土地の取得により必要となる税金 ---------- 15
領収済通知書の見本 ---------- 16
【別添資料】
（提出書類等）
「入札保証金提出書」
「町有財産一般競争入札参加申込書」
「委任状」
「入札書」
（物件案内）
入札物件調書（案内図等）
※ 本案内書は、入札の際にお持ち下さい。

お問い合わせ先
南風原町役場総務部総務課
〒901-1195 南風原町字兼城 686 番地（南風原町役場３階）
電話 ０９８－８８９－４４１５（直通）

一般競争入札の流れ

入札参加申込み

購入希望者は、入札参加申込書に必要事項を記入・押印の上、指定金融機関で納付した入札保証金の「領収書」（所定の様式で振り込んでください。１６ページ参照）、添付書類を添えて、入札参加申込期間中に入札参加の申込みをしてください。

【入札参加申込期間】

平成２９年２月１日（水）から平成２９年２月１７日（金）まで

午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。）

⇩

入札の実施

入札日に直接会場にお越しいただいて、入札を実施します。

（お振り込みいただいた落札者以外の方の入札保証金は、後日速やかに、申込時に指定した口座にお返しします。

※振込までに１０日ほどお時間がかかります。ご了承ください。）

※落札者には、直ちに契約手続き等の説明を行います。

【入札日】

平成２９年３月３日（金）　午後３時から

⇩

契約の締結

落札決定の日から１４日以内（１４日目が土日祝日等で窓口が休日である場合は、その翌日）に、契約保証金（落札価格の１０%以上）を納付の上、売買契約を締結していただきます。入札保証金は契約保証金の一部に充当いたします。

⇩

売買代金の支払い

契約締結日の翌日から起算して３０日以内（３０日目が土日祝日等で窓口が休日である場合は、その翌日）に売買代金（契約保証金を除いた金額）を支払っていただきます。

⇩

所有権の移転登記

売買代金の完納後、町が「所有権移転登記承諾書」を発行しますので、買受者で法務局にて所有権移転登記手続きを行っていただきます。登記完了後は、「所有権移転登記完了通知書」と登記簿謄本（写し）を役場総務課へご提出ください。

入 札 物 件 一 覧

入札参加申込期間	平成２９年２月１日（水）から２月１７日（金）まで （土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）
申込受付時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで
申込受付場所	南風原町役場総務課 南風原町字兼城６８６番地 南風原町役場庁舎３階 （郵送または宅急便等による受付はいたしません）
入札日時	平成２９年３月３日（金） 午後３時から
入札会場	南風原町役場 ３階庁議室

物件１（土地）

①所在地　南風原町字新川伊武志川原

②地番　　６９１番５

③地積　　６９８㎡

④地目　　水道用地

　登記簿による表示

⑤その他　都市計画区域内

　　市街化調整区域

最低売却価格 １５，５００，０００円

入札保証金　 各自が見積もる入札額の５％以上の金額

入札時間 午後３時

※ 入札は上記の入札日時に直接入札会場にお越しいただき実施します。

※ 最低売却価格以上でかつ最高金額の入札をした方が落札者となります。

町有財産の一般競争入札案内書

（入札物件）

1　入札物件は、「入札物件一覧表」のとおりです。
物件の詳細については、別添資料「物件調書」をご覧ください。

（入札参加者の資格及び入札の参加に際しての注意事項）

2　入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項は次のとおりです。

（1）入札参加者の資格

次の事項いずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

ア．地方自治法施行令第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者
（９ページ参照）

イ．南風原町暴力団排除条例の規定に該当する者（９ページ参照）

ウ．町税等の収納金に滞納のある者

エ．その他町長が不適当と認めた者

（2）入札参加に際しての注意事項

「入札心得書」（10-11 ページ）には重要な事項が記載されていますので、よくお読みになった上で入札に参加してください。

また、入札参加者は本案内書の案内図等により必ずご自身において現地を確認いただき、諸規制の状況等に調査確認を行ってください。

（3）入札保証金

入札保証金とは、入札の適正な執行と落札者が確実に契約をしてもらうためお預かりする保証金のことです。（落札されなかった方の入札保証金は、開札後お返しします。

落札者の保証金は契約保証金へ充当します。契約保証金は落札額の１００分の１０以上となるため、入札保証金充当分との差額を別途納付頂きます。）

入札参加の申込みをする前に、各自が見積もる**入札金額の１００分の５以上（円未満切り上げ）の金額を入札保証金**として、町から配布を受けた領収済通知書を用いて、最寄りの南風原町指定金融機関または南風原町収納代理金融機関において納付する必要があります。

下記４（入札参加申込み）（１）の入札保証金の納付（５ページ参照）をよくご覧ください。

（入札参加申込期間及び入札日時並びに落札者の決定方法）

3　入札参加申込期間及び入札日時並びに落札者の決定方法は次のとおりです。

（1）入札参加申込期間及び受付場所

ア　日　時　平成２９年２月１日（水）から２月１７日（金）まで
午前８時３０分から午後５時１５分まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）

イ 場 所 南風原町役場総務課　（南風原町役場庁舎３階）

（南風原町字兼城６８６番地）

ウ 申込方法 持参（郵送または宅急便等による受付はいたしません）

※ 入札参加申込期間を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。

（２）入札の日時、場所

ア 日 時 平成２９年３月３日（金）午後３時から

「入札物件一覧」 記載のとおり

イ 場 所 南風原町役場 ３階庁議室

（南風原町字兼城６８６番地）

※ 入札開始時間に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

※ 入札は郵送で行うことはできません。当日会場にお越しください。

（３）落札者の決定方法

開札の結果、町の最低売却価格以上で最高の入札金額をもって入札した方を落札者として決定します。（落札者となる同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、同価格で入札した者は、全て「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。）

（入札参加申込み）

４ 入札参加申込みの手続きは次のとおりです。

（１）入札保証金の納付

ア　入札参加申込みをする前に、各自が見積もる入札金額の１００分の５以上（円未満切り上げ）の金額（すなわち、各自が納入する入札保証金の２０倍の金額が入札最高限度額となります。）を入札保証金として、総務課から事前に配布を受けた領収済通知書（３枚複写）を用いて、最寄りの南風原町指定金融機関または南風原町収納代理金融機関（領収済通知書の裏面に記載）から納付してください。その際、領収済通知書（複写の１枚目）をお受け取りください。

（注）入札保証金の納付後は、その取り消しまたは変更はできません。

イ　開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札参加者が「入札保証金提出書」において指定した金融機関（郵便局を除く）の預金口座に振り込む方法によりお返しします。なお、金融機関への振込み手続きには１０日程の期間を要しますのでご了承ください。

ウ　入札保証金には利息を付しません。

エ　入札保証金を振り込んだ後、入札申込みをしなかった場合、または入札をしなかった場合には入札保証金の返還手続きを行います。

その場合は、総務課へご連絡ください。ただし、入札保証金の返還は開札終了後となります。

（１）書類の提出

本案内書添付のものを使用し、下記の書類を入札参加申込期間中（２ページ参照）に、総務部総務課まで持参してください（郵便等による受付はいたしません）。入札参加申込締切日の午後５時１５分以降の申込みは受付できませんので、あらかじめ余裕を持って早めに提出してください。

ア 町有財産一般競争入札参加申込書
印鑑登録証明書に登録された印を押印してください。

イ 印鑑登録証明書
入札参加申込書に押印した本人の実印及び印鑑登録証明書をお持ちください。

ウ 入札保証金提出書および入札保証金領収書
必要事項を記載、押印のうえ提出してください。

エ 町税の納税証明書又は滞納のない証明書（南風原町税務課で取得）

（法人の場合）

オ 法人登記簿

（個人の場合）

カ 住民票

キ 身分証明書

（２）受付

上記（１）の書類が整っている場合で、入札申込みをされた方には、直ちに町有財産一般競争入札参加申込書に町の受付印を押印したものの写しをお渡しします。これが受付の証拠となりますので入札当日にお持ちください。

（入札当日にお持ちいただくもの）

５ 入札当日にお持ちいただくものは、次のとおりです。

ア 入札書 本案内書に添付のものを使用してください。

イ 実印 印鑑登録証明書に登録されているもの。

ウ 委任状（本人が入札に参加できない場合に必要です。）（記載方法は２３、２４ページ参照）

※本案内書に添付のものを使用してください。

※法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、本人（委任者）及び代理人の印鑑が押印されている委任状が必要となります。

※本人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。

エ 代理人の印鑑（本人が入札に参加できない場合に必要です。）

※代理人（受任者）が入札する場合は、上記（２）の委任状とともに、委任状に押印した「代理人が使用する印鑑」をお持ちください。（本人（委任者）の実印は持参不要です。）

オ 筆記用具 黒のボールペン又は万年筆など

カ 町有財産一般競争入札参加申込書の写し
町の受付印が押印してあるものをお持ちください。

（入札日当日の手順）

6 入札日当日の具体的な手順は次のとおりです。

（１）入札参加資格の確認（本人確認）

入札執行に先立ち、印鑑等により本人確認を行います。この際、町の受付印が押印されている町有財産一般競争入札参加申込書の写しを提示してください。

本人ではなく代理人が参加される場合には、上記申込書の写しの他、委任状の提出及び委任状に押印された代理人（受任者）の印鑑を提示してください。

（２）入札

入札に際しては、入札執行者の支持に従い、入札者は入札書（本案内書に添付のものを使用）に必要な事項を記載し記名押印のうえ、所定の入札箱に投入していただきます。

入札の回数は１回です。再度入札は行いません。

（注）ア 各自の見積金額は、入札用紙に右詰めで物件の価格を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

イ 入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

（契約の締結等）

7 契約の締結等は、次のとおり行います。

（１）売買契約書の締結等

売買契約書の締結等は、落札決定の日から１４日以内（１４日目が土日祝日等で窓口が休日である場合は、その翌日）に行いますので、次項に記載する契約保証金をご用意いただき、原則としてあらかじめお約束した日に役場総務課までお越しいただくことになります。

その際に、契約保証金の納付、契約の締結をしていただき、今後の手続き（売買代金の支払方法、契約保証金の売買代金への充当、引渡しの方法、移転登記の手続）についてご説明いたします。

なお、この期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、入札保証金は町に帰属することとなりますのでご注意ください。

（２）売買契約書（案）は１２～１４ページのとおりです。

（契約保証金の納付）

8 売買契約と同時に契約保証金として契約金額（落札金額）の１００分の１０以上（円未満切り上げ）を納付していただく必要がありますが、納付されている入札保証金を契約保証金に充当しますので、落札者の方はその差額を納付していただくことになります。

（売買代金の納入方法）

9 売買代金の支払い方法は次のとおりです。

売買契約締結後、売買代金と契約保証金との差額を町が発行する領収済通知書を送付いたしますので、契約締結日の翌日から起算して３０日以内（３０日目が土日祝日等で窓口

が休日である場合は、その翌日）に納入していただきます。（契約保証金は売買代金へ充当いたします。）

なお、契約保証金は、売買代金の支払が行われなかった場合には町に帰属することになりますのでご注意ください。

※領収済通知書を使用せず口座振込による納付を行う場合、振込手数料はご負担頂くことになりますのでご了承ください。

（所有権の移転等）

１０ 所有権の移転等は買受者に行っていただきます。

売買代金が完納されたときに町が「所有権移転登記承諾書」を発行いたしますので、法務局にて所有権移転登記手続きをお願いします。なお、登記完了後は「所有権移転登記完了通知書」と登記簿謄本（写し）を役場総務課へご提出ください。

（契約に必要な費用）

１２ 売買契約書（町保管用のもの１部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。（１３ページを参照）

○地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項　の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六　前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

○南風原町暴力団排除条例（抄）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団排除活動　暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより町民生活又は事業活動に生じた脅威を排除するための活動をいう。

（４）　町民等　町民及び事業者をいう。

（町の事務及び事業における措置）

第６条　町は、公共工事その他の町の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）が暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じなければならない。町が発注する公共工事等の下請負（第２次以下の下請負を含む。）についても同様とする。

２　町は、前項に規定する者が現に公共工事等に参加していることが明らかになった場合は、これを排除する等の必要な措置を講じるものとする。

入 札 心 得 書

1 入札参加者は、町有財産（土地）売払公告書及び本心得書を熟読の上入札してください。

2 入札参加者は、入札に関し町の担当職員の指示に従ってください。

3 入札参加者は、入札に参加する前に入札保証金を入札会場受付にて納めなければなりません。また、入札保証金の納付後は、その取消しまたは変更はできません。

4 入札参加者は、入札申込み期間中に公告で指定された場所に、下記の書類を持参して申込をして下さい。

（1） 町有財産一般競争入札参加申込書

（2） 印鑑登録証明書

入札参加申込書に押印した本人の実印及び印鑑登録証明書をお持ちください。

（3） 入札保証金提出書および入札保証金領収書

（4） 町税の納税証明書又は滞納のない証明書

（法人の場合）

（5） 法人登記簿

（個人の場合）

（6） 住民票

（7） 身分証明書

5 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き還付します。

なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに契約保証金の一部に充当することができますが、契約保証金を全額納付する場合はこれを還付することができます。

6 入札参加者は、入札日に公告で指定された場所に、下記のものを持参したうえ、所定の入札書により入札してください。

（1） 入札書（代理人が参加する場合は、本人の委任状を入札に先立ち提出すること。）

（2） 印鑑証明書に登録された印鑑（委任状の受任者にあっては委任状に押印された受任者の印鑑）

7 入札書は、入札者の住所、氏名、（法人にあっては商号名称及び代表者名）を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑（委任状の受任者にあっては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印してください。

8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。

9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。（入札に関する条件）

（1） 入札に参加する資格がない者のした入札

（2） 町有財産一般競争入札参加申込書を提出していない者の入札

（3） 入札保証金を納付しない者が行った入札

（4） １人で一度に２通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札

（5） 入札書に記載した金額を訂正しているもの

（6） 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがた

いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
（７） 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
（８） 公告又は本心得書事項に違反した入札
（９） 入札に関し、町の担当職員の指示に従わなかった者の入札
(10) 酒気をおびて入場した者の入札
(11) 最低売却価格に達しない金額での入札
(12) 郵送による入札

１０ 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち会わせて行います。この場合において、入札者が立ち会わないときは、町の指定した職員を立ち会わせて開札します。

１１ 入札の回数は１回とし、再度入札は行いません。

１２ 開札の結果、町の予定価格（最低売却価格）以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに、くじ引きによって落札者を定めます。

１３ 落札者が、落札決定の日から起算して１４日以内（１４日目が土日祝日等で窓口が休日である場合は、その翌日）に売買契約を締結しない場合は、その落札者は無効となり、入札保証金は町に帰属することになります。

１４ 落札者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納めなければなりません。

１５ 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、町が交付する納入通知書に記載された日までに納めなければなりません。

１６ 契約保証金は、前項の金額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、この金額を納入期限までに完納しないときは、町に帰属することになります。

１７ 本心得書に定めない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、南風原町契約規則の定めるところによって処理します。

土　地　売　買　契　約　書　（案）

南風原町長　城間　俊安（以下「甲」という。）と　○○○○（以下を「乙」という。）とは、土地の売買に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（目的）

第１条　甲は、その所有する下記に記載の土地（以下「当該土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

所　在　地	区分	種目	数量（㎡）
南風原町字新川伊武志川原６９１番５	土地	水道用地	６９８

（売買代金）

第２条　当該土地の売買代金は、金　○，○○○，○○○円とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、契約保証金として○，○○○，○○○円をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

２　前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売買代金の納付方法及び納期限）

第４条　乙は、前条に定める売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲が発行する納入通知書により、指定日（平成２９年　　月　　日）までに甲が指定するところに納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第５条　契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする

（契約保証金の処分）

第６条　乙が、第４条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、町に帰属するものとする。

（所有権移転及び引渡し）

第４条　当該土地の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納した後甲が当該土地を引き渡した時とする。

2　当該土地の引渡しは、乙が売買代金を甲に完納した後遅滞なく両者立会いの上行うものとする。

（登記）

第５条　当該土地の表示及び所有権移転登記は、前条により当該土地の所有権が移転した後、速やかに乙が所轄法務局に対して行うものとする。

2　前項の登記に要する登録税その他の経費は、乙の負担とする。

（公租公課等の負担）

第６条　所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他いっさいの賦課金は、乙が負担しなければならない。

（担保責任）

第７条　乙は、この契約締結後売買土地に面積の不足、隠れた瑕疵等のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（解除）

第８条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、及び入札参加資格のない者による契約の締結が判明した場合、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

（乙の原状回復義務等）

第９条　乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該売買土地の所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 10 条　乙は、第８条の規定により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 11 条　乙は、第８条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要経費またはその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（返還金）

第 12 条　甲は、この契約を解除したときは、収入済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、第８条の規定により解除した場合、売買代金の一部として充当した契約保証金は返還しないものとする。

２　前項の返還金は、利子を付さないものとする。

（契約の費用）

第 13 条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。なお、第８条の規定により契約を解除した場合、乙は甲に対し、乙の負担した費用を請求することができない。

（疑義等の決定）

第 14 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれの１通を所持する。

平成２９年　　月　　日

甲　沖縄県島尻郡南風原町字兼城６８６番地

沖縄県南風原町長　城　間　俊　安

乙

土地の取得により必要となる税金

【印紙税】（国税）

土地売買契約をする方が、契約書に収入印紙を貼付することにより納める税金です。
税額は次のとおりです。（平成３０年３月３１日まで軽減措置）

契約金額		
１０万円超	５０万円以下	２百円
５０万円超	１００万円以下	５百円
１００万円超	５００万円以下	１千円
５００万円超	１，０００万円以下	５千円
１，０００万円超	５，０００万円以下	１万円
５，０００万円超	１億円以下	３万円
１億円超	５億円以下	６万円

【登録免許税】（国税）

土地や建物の所有権等の登記をする方が納める税金です。税額は、原則として、取得した土地の価格（固定資産税評価額）の１．５％です。

【不動産取得税】（県税）

土地や家屋を取得した方が、土地や家屋が所在する都道府県に納める税金です。
税額は、土地や家屋の価格（固定資産税評価額）の３.０％です。

【固定資産税】（市町村税）

固定資産税は、毎年１月１日現在に土地や家屋を所有している方が市町村に納める税金です。固定資産税額は、固定資産課税台帳に登録された価格の１.４％です。

納入通知書（南風原町領収済通知書）
記入例

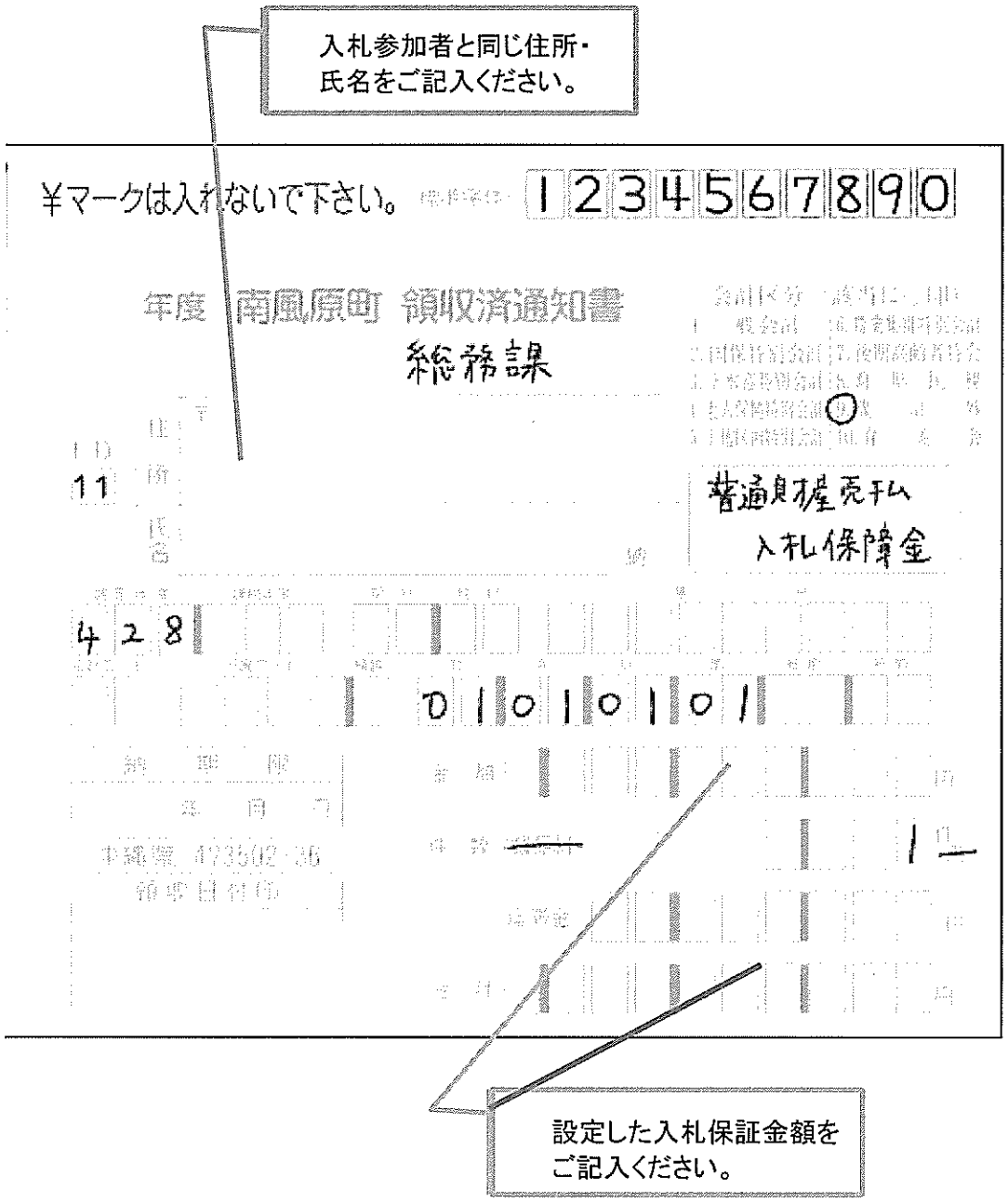

口座振込による納付も可能です。その際は以下の口座へご入金ください。

振込先
沖縄県農業協同組合　南風原支店
普通預金　　店番:579　口座番号:0195101
口座名義:南風原町会計管理者　金城　直子

※振込の場合には、役場総務課へご連絡ください。
（連絡先）098-889-4415
※必ず、入札参加者名で振込をしてください。

入札保証金提出書

平成　　年　　月　　日

南風原町長　城間　俊安　様

入札者 住所
氏名又は商号名称
及び代表者名　　印
電話

私は、平成２９年 ３月 ３日に実施される町有財産一般競争入札の入札保証金として下記の金額を提出します。なお、売却決定の場合は、契約保証金の一部に充当することに同意します。

物件番号
1

億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先	金融機関名							銀行・信用金庫・その他
								本店・支店・営業部
	預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（　　）						
	口座番号							右詰で記入して下さい。
	口座名義人 氏名又は 商号名称	（フリガナ）						

（注）

1 使用する印鑑は印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

3 金融機関名、預金の種類欄の該当する項目を○で囲むこと。（郵便局を除く）

4 金融機関で入札保証金を振り込んだ際に受け取った、領収印の押印された納入通知書（領収書）を申込時に合わせて持参してください。

町有財産一般競争入札参加申込書

平成２９年　３月　３日に執行される下記町有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

なお、私は自己または代理人が、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者、及び南風原町暴力団排除条例（平成２３年南風原町条例第８号）に規定する者でないことを誓約します。

この誓約に違背した場合は、入札参加停止、契約解除等のいかなる措置を受けても依存ありません。

記

入札物件

参加希望	物件番号	所　在　地
	1	南風原町字新川伊武志川原６９１番５

平成　　年　　月　　日

南風原町長　城間　俊安　様

申込者	住所		電話	
	（ふりがな） 氏名又は 商号名称・代表者名			印

（注）

1　入札に参加する物件について、参加希望欄に○を付してください。

2　使用する印鑑は印鑑登録証明書に登録された印鑑としてください。

3　印鑑登録証明書を添付してください。

委 任 状

私は、（住所）　　（氏名）
を代理人と定め、平成２９年 ３月 ３日に執行される下記町有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

印

記

入札物件

参加希望	物件番号	所 在 地
	1	南風原町字新川伊武志川原６９１番５

※ 入札を委任する物件について、参加希望欄に○を付してください。（複数希望の場合は、一枚ずつ記載すること。）

平成　　年　　月　　日
南風原町長　城間　俊安　様

住 所
氏名又は商号名称
及び代表者名　　印

（注）委任者が使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

入 札 書

平成　　年　　月　　日

南風原町長　城間　俊安　　様

入札者　住 所
氏名又は商号名称
及び代表者名　　印

代理人　　印

地方自治法、同法施行令、南風原町契約規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

入札物件

物件番号
1

		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札金額										
入札保証金額										

（注）

1　使用する印鑑は印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

　但し、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。

2　金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

3　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。